

事 務 連 絡

平成27年12月28日

各障害児通所支援事業所 御担当者様

佐賀県健康福祉本部障害福祉課施設担当

障害児通所支援事業における延長支援加算の取扱いについて（通知）

本県の障害福祉施策については、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記については、別添「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、以下「通知」という。)」において、その取扱いが示されていますが、今年度を実施した実地指導において確認したところ、この通知に沿った取扱いが行われていない事例が散見されました。

平成27年4月1日から、延長支援加算の算定要件が追加されていますので、関係事業所におかれましては、再度通知を確認いただき、下記事項に御留意の上、指定障害児相談支援事業所との調整を行う等適切な御対応をお願いします。

記

- 1 延長支援加算の算定にあたっては、延長した支援が必要なやむを得ない理由が障害児支援利用計画又はセルフプランに記載されているか確認すること。
- 2 「やむを得ない理由」については、 保育所等の子育て支援に係る一般施策において当該障害児を受け入れることができない場合、 保育所等を利用している場合であっても、児童発達支援等の利用が必要である場合（併行利用の場合）等が想定されること。

施設担当

TEL: 0952-25-7064

Email: shougai-fukushi@pref.saga.lg.jp